

境港管理組合総合評価競争入札審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 境港管理組合が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札及び第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）に係る学識経験者の意見聴取を行うため、境港管理組合総合評価競争入札審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 総合評価競争入札によることの適否に関すること。
- (2) 落札者決定基準に関すること。
- (3) 落札者の決定に関すること。
- (4) その他総合評価競争入札の運用等に関すること。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会の委員には、境港管理組合管理者が委嘱する者をもって充てる。

- 2 委員の人数は3名とするが、工事の内容により、委員会の招集者は委員会に委員以外の学識経験を招請し、より専門的な意見を聴くことができるものとする。
- 3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員がかけた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は妨げない。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総括し委員会を代表する。
- 3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は過半数の出席で成立するものとする。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の運営)

第7条 委員会の審議については公開を原則とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、境港管理組合総務課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びその他の意見聴取等の運営に必要な事項は、委員会の承認を得て定める。

附則

この要綱は、平成21年3月16日から施行する。